

公示番号：161101

国名：パキスタン

担当部署：人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

案件名：定期予防接種強化プロジェクト（EPI啓発活動）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：EPI啓発活動
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年3月中旬から2017年11月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内1.00M/M、現地 3.00M/M、合計 4.00M/M
- (3) 業務日数：
 - 第1次 国内準備 5日、現地業務 30日
 - 第2次 国内準備 5日、現地業務 30日
 - 第3次 国内準備 5日、現地業務 30日、国内整理 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2017年2月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年3月7日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 12点
 - ③語学力 14点
 - ④その他学位、資格等 14点

(計100点)

類似業務	EPI啓発活動
対象国／類似地域	パキスタン／全世界（本邦含む。）
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：現地滞在期間が4週間を超える予定のため、出国に際してWHO様式のポリオ予防接種証明書が必要。

6. 業務の背景

パキスタンの基礎的保健指標は南アジアの中で劣悪な数値を示しており、5歳未満児死亡率は72（2011年、出生千対、WHO）、妊産婦死亡率は260（2010年、出生10万対、WHO）と高く、2015年までの母子保健に関連するミレニアム開発目標（4及び5）の達成は厳しい状況にある。また、ポリオ野生株の発生が残る国（常在国）の1つである。

パキスタン政府は1978年に母子の健康改善を目的に予防接種拡大計画（EPI）を開始して以来、保健セクターの重要課題として予防接種事業を推進している。現在は麻疹、破傷風、結核、ポリオ等9疾患が予防接種の対象とされている。接種活動は日常的に行われる定期予防接種を基本としているが、ポリオ等は補完的に一斉投与キャンペーンによる対応も行っている。

政府の取り組みが行われているにも関わらず、予防接種率はポリオ65%、麻疹67%、結核・BCG80%（2004年、WHO/UNICEF）にとどまっていたことから、パキスタン政府は日本政府に定期予防接種事業の強化を要請し、技術協力プロジェクト「EPI／ポリオ対策」

（2006～2011年度）が実施された。同プロジェクトでは、連邦・州レベルでワクチン品質管理能力強化に向けた研修を実施し、また、社会・文化的習慣等による住民の理解不足、予防接種事業のマネジメントや医療人材の能力不足等により接種活動が不十分なハイバル・パフトゥンハー州（以下、「KP州」）のハリプール県にて、パイロット事業として一次医療施設におけるマネジメントや医療人材の育成等の強化支援を行った。その結果、機材の適切な活用及び維持管理がなされるなど、連邦・州レベルでのワクチンの品質管理能力が向上した。さらに、パイロット地域での予防接種件数が増加した。

他方、ポリオについては、根絶に向けて世界的な取り組みがなされていることから、ポリオに特化した全国的な取り組みが必要とされており、日本政府はUNICEF連携による無償資金協力「ポリオ撲滅計画」（1996～2010年度）及び「ポリオ感染拡大防止・撲滅計画」（2011～2013年度）を通じてポリオワクチン調達のための資金を供与した。さらに、ゲイツ財団との連携による円借款「ポリオ撲滅事業」（2011～2013年度）を通じて、ポリオワクチン調達及びキャンペーン活動のための資金の支援を実施した。2012年から2014年にかけて治安上の理由により予防接種事業の実施が困難となっている州では発生件数が増加しているものの、国内におけるポリオ発生地域は限定されつつある。

以上の背景を受け、2014年11月から2017年11月までの期間で実施中の円借款附帯技術協力プロジェクト「定期予防接種強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）では、これまでの円借款によるポリオ撲滅事業に対する支援に加え、定期接種活動を技術的に支援することにより、ポリオの早期撲滅だけでなく、KP州における予防接種事業全体の底上げを図っている。技術支援にあたっては、2011年に終了した先行の技術協力プロジェクト「EPI

「ポリオ対策」でのKP州ハリプール県での成果をマンセラ県、ノーシェラ県、ラッキ・マルワット県（重点支援3県）を中心に州全体に拡大し、加えて予防接種事業の課題とされている住民への啓発活動を展開する計画である。具体的には①ワクチン管理強化、②予防接種従事者の質の向上、③サーベイランス強化、④住民への啓発活動の4つの活動を実施することにより上記の無償資金協力や円借款事業との相乗効果による同国のポリオ早期撲滅への貢献、ワクチン予防可能な感染症（VPD）の罹患率及び5歳未満児死亡率の減少に寄与することが期待されている。

本プロジェクトを構成する4つの活動のうち、④住民への啓発活動については、2014年12月から2016年12月まで2年間にわたりEPI啓発活動の長期専門家が派遣され、KP州、特にマンセラ県におけるEPIサービス従事者に対する研修の企画・実施、重点支援3県におけるマイクロセンサスの実施支援、自治体関係者による定期予防接種の実施計画策定（マイクロプランニング）の支援、住民・EPIサービス従事者を対象としたKAPB¹ベースライン調査の実施、IEC教材の開発等、啓発全般に係る活動が行われた。本専門家は、上述した活動の継続に加え、2016年から検討中のKP州EPIコミュニケーション戦略に沿って、特に予防接種率の低い村（3県・8村）でのマイクロセンサス実施と、その結果をもとにした啓発パイロット活動を行う現地NGOの活動への技術的な支援を通じて、KP州及び対象県保健局における啓発活動の質を高め、自立発展性を確保することを目的に派遣する。なお、活動支援の対象県のうち安全管理上の理由で渡航が困難な地域については、ナショナルスタッフと協力し、現地NGO、県保健局及びEPIサービス従事者たちが行う啓発活動の実施をイスラマバードまたはアボダバードから遠隔で監督することとする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、KP州のEPIコミュニケーション戦略に照らし合わせ、これまでに本プロジェクトが支援してきたEPI啓発活動の質をさらに高め、効果的な活動・投入を行い、対象地域における乳幼児の定期予防接種率向上に資することを目的とする。

第1次派遣では、本プロジェクトが現地NGOに委託して対象3県で実施中の啓発活動（2016年12月～2017年6月）に関して、既に実施されたマイクロセンサス、マイクロプランニング等の進捗及び成果を確認し、3県の各地域のニーズに沿った啓発活動の詳細計画策定、及び実施支援を行う。またこれらの活動成果を踏まえ、現地NGOが委託期間後半に計画している活動に対して技術的な観点から助言を行う。

第2次派遣においては、現地NGOの啓発活動の終了後の成果の確認と、予防接種率の低い地域における活動実施から得られたEPI啓発活動に関する教訓の抽出を行い、これらをKP州保健局、連邦EPIプログラム²、関連ドナー等との共有・意見交換を通じて、より広範な地域（KP州全域）での効果的な活動に向けて方向性・手法を提案する。また第3次派遣中に実施する、本プロジェクト終了時にEPIに関する住民及びサービス従事者のKAPBエンドライン調査計画を策定し、プロジェクト専門家、カウンターパート（以下「C/P」）機関及び関係機関と調査手法及び実施計画について合意形成する。

第3次派遣では、C/P機関とともにKAPBエンドライン調査を実施し、2015年に実施したベースライン調査結果と比較・分析することにより、エビデンスに基づきEPI啓発活動全般の効果を検証する。また同エンドライン調査からEPI啓発分野における調査・研修・啓発活動の実施について、包括的且つ自立発展的な提言をとりまとめ、KP州保健局、重点支援3

¹ KAPB 調査: 対象者の知識 (Knowledge)・態度 (Attitude)・実践 (Practice)・行動 (Behavior) を測る調査。

² パキスタン国政府が策定した EPI 推進計画の実施機関。

県保健局、連邦EPIプログラム等と共有する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 第1次国内準備期間 (2017年3月中旬)
 - ① 10. (2)に定める参考資料を確認し、第1次派遣のワーク・プラン (英文) (案)を作成する。
 - ② 現地派遣期間のワーク・プラン (英文) (案)について、JICA人間開発部、パキスタン事務所及びプロジェクト専門家と協議を行い、内容を確認する。
- (2) 第1次現地派遣期間 (2017年3月中旬～4月中旬)
 - ① ワーク・プラン (英文) を完成させ、KP 州保健局及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針、業務内容について詳細を打合わせる。
 - ② プロジェクトチーム及び啓発活動業務の委託先である現地NGOと協議の上、2017年1～3月に啓発ニーズの特定のために実施されたマイクロセンサス、マイクロプランニング等の進捗及び成果を確認し、EPI啓発活動における各地域のニーズに沿った計画策定及び活動実施の支援を行う。
 - ③ 他ドナーによる同分野支援状況の情報収集を行う。
 - ④ マイクロセンサス結果や啓発活動への3県保健局からのフィードバックに基づいて、現地NGO活動への提言を行い、また予防接種率の低い地域における啓発活動実施にかかる教訓抽出を支援する。
 - ⑤ 現地業務結果報告書 (英文) を作成し、KP州保健局及びJICAパキスタン事務所に提出し、報告する。
- (3) 第2次国内準備期間 (2017年6月下旬～7月上旬)
 - ① 第1次派遣の活動実績を取りまとめ、プロジェクトを取り巻く状況の変化を踏まえた上で、第2次派遣のワーク・プラン (英文) (案) を作成する。
 - ② 第1次派遣の活動実績について、JICA人間開発部、パキスタン事務所及びプロジェクト専門家に報告したうえで、現地派遣期間のワーク・プラン (英文) (案) について協議を行い、内容を確認する。
- (4) 第2次現地派遣期間 (2017年7月上旬～8月上旬)
 - ① ワーク・プラン (英文) を完成させ、KP 州保健局及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針、業務内容について詳細を打合わせる。
 - ② プロジェクトが啓発活動を委託した現地 NGO の活動の成果を確認 (活動報告の精査を含む) し、3 県保健局及び EPI サービス従事者が自立発展的に実施可能な啓発活動の提言をとりまとめる。
 - ③ 現地 NGO による活動成果の要約及び抽出された提言を KP 州保健局、連邦 EPI プログラム、EPI コミュニケーション分野で活動する他ドナー等と共有する。
 - ④ 第3次派遣時に実施するEPIに関する住民及びサービス従事者のKAPBエンドライン調査を計画し、プロジェクトおよびKP州保健局と実施合意する。
 - ⑤ 現地業務結果報告書 (英文) を作成し、KP州保健局及びJICAパキスタン事務所に提出し、報告する。
- (5) 第3次国内準備期間 (2017年9月下旬)
 - ① 第2次派遣の活動実績を取りまとめ、プロジェクトを取り巻く状況の変化を踏まえた

上で、第3次派遣のワーク・プラン（英文）（案）を作成する。

- ② 第2次派遣の活動実績について、JICA人間開発部、パキスタン事務所及びプロジェクト専門家に報告したうえで、現地派遣期間のワーク・プラン（英文）（案）について協議を行い、内容を確認する。

(6) 第3次現地派遣期間（2017年10月上旬～10月下旬）

- ① ワーク・プラン（英文）を完成させ、KP州保健局及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針、業務内容について詳細を打合わせる。
- ② KP州保健局とともに3県6地方自治体（ユニオン・カウンシル）にて啓発分野でのエンドライン調査を行い、ベースライン調査の結果と比較・分析し、プロジェクト期間中に行われた同分野での活動の効果を検証し、KP州保健局及び関係機関と教訓抽出を行った上で、報告書に取りまとめる。
- ③ エンドライン調査を通じて得た情報と、州保健局他によるEPIコミュニケーション関連活動計画及び他ドナーによる同分野支援動向をもとに、包括的かつ自立発展的な提言をまとめる。
- ④ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、KP州保健局及びJICAパキスタン事務所に提出し、報告する。

(7) 帰国後整理期間（2017年11月上旬）

- ① エンドライン調査の結果を取りまとめ、ベースライン調査の結果と比較・検証したうえで、提言・教訓をまとめる。
- ② 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に提出する。
- ③ 活動の概要と成果、エンドライン調査の分析結果を、帰国報告会において報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

以下、（1）は各派遣前、（2）は各派遣終了後、（3）は第3次派遣終了後提出とする。

(1) ワーク・プラン（全体、各派遣時）

（英文4部：監督職員、プロジェクトチーム、JICAパキスタン事務所、C/P機関）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載。

(2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）

（英文4部：監督職員、プロジェクトチーム、JICAパキスタン事務所、C/P機関）

記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的な内容
- 2) 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書（和文2部:監督職員、JICAパキスタン事務所）

記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的な内容
- 2) 業務の達成状況
- 3) エンドライン調査報告書（要約）
- 4) その他

提出方法は電子データでの提出とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒イスラマバード⇒バンコク⇒日本を標準とします。

(2) 一般管理費等の上限加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の割合について10%を上限として加算し、一般管理費を計上することができるものとする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は以下を予定しておりますが、これを基本とする提案は可能です。2017年のラマダーン及び、現地NGOによる活動期間（契約期間）・プロジェクト実施期間を勘案し、3回に分けております。

第1次派遣：2017年3月21日～4月19日（30日間）

第2次派遣：2017年7月2日～7月31日（30日間）

第3次派遣：2017年10月1日～10月30日（30日間）

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

・チーフアドバイザー（長期専門家）

・業務調整（短期専門家）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

イスラマバード：プロジェクト事務所での執務可。

アボタバード：プロジェクト事務所での執務可。

キ) 携帯電話

携帯電話（本体・SIMカード）貸与可。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第二グループ保健第四チーム (TEL:03-5226-3150) にて配布します。

- ・プロジェクト事前評価表
- ・専門家業務完了報告書 (「啓発活動」2014年12月～2016年12月)
- ・ベースラインKAPBサーベイ最終報告書 (要約) 2015年8月版
- ・現地NGO (啓発活動委託分) ワークプラン

②本業務に関連する以下の案件資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・技術協力「EPI/ポリオ対策プロジェクト」
<http://qwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/0/33646aa7789a9f15492575d100357743?OpenDocument>
- ・有償資金協力「ポリオ撲滅事業」
<http://qwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/7A09149807CC34554925792E0020283D?OpenDocument>
http://www.jica.go.jp/press/2014/20141010_01.html

(3) 安全管理体制

- ①活動予定地域ではポリオ対策の業務従事者を狙った襲撃事案は発生していないものの、現地での調査実施に当たっては在パキスタン・イスラム共和国日本大使館 (必要に応じて、在カラチ日本領事館)、JICAパキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策については、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構安全管理部及びJICAパキスタン事務所の指示に従うこと。
- ②現地業務に先立ち外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録すること。
- ③現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- ④現地作業中、JICAパキスタン事務所へ安全管理上、必要な報告を行うこと。

(4) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上